

**根津景観形成重点地区の指定(文京区景観計画の改定)の
パブリックコメント等の結果について**

目次

1	意見・質問の集計	2
	(1) パブリックコメント（意見募集）	2
	(2) 区民説明会	2
	(3) 意見・質問の内訳	2
2	意見・質問と区の考え方	3
	(1) パブリックコメント（意見募集）における意見と区の考え方	3
	(2) 区民説明会における意見・質問と区の考え方	3
	① 3月14日（金）不忍通りふれあい館	3
	② 3月15日（土）不忍通りふれあい館	5

1 意見・質問の集計

(1) パブリックコメント（意見募集）

意見募集期間	意見提出者数	意見数
平成26年3月10日（月）～平成26年4月9日（水）	1人	1件

(2) 区民説明会

日時	会場	参加者数	意見・質問数
平成26年3月14日（金）	不忍通りふれあい館 4階 会議室	4人	5件
〃 3月15日（土）	不忍通りふれあい館 4階 会議室	3人	6件
		計7人	計11件

(3) 意見・質問の内訳

区分	件数	割合
根津景観形成重点地区全般	5件	45.4%
対象となる行為・規模	2件	18.2%
景観形成基準	1件	9.1%
電線・電柱	1件	9.1%
その他	2件	18.2%
計	11件	100.0%

2 意見・質問と区の方

(1) パブリックコメント（意見募集）における意見・質問と区の方

番号	区分	意見（原文）	区の方
1	その他	<p>根津地区を「民宿特区」などに指定して外国の方が、2020年のオリンピックをひかえ、又国が2000年の観光？の政策に合致するような方向で検討していただけますと有難いです。</p> <p>（例）古民家→民宿、アパート→民宿 *ホームステイの拡大解釈などを検討して下さい。</p>	<p>文京区は、平成26年5月、国家戦略特別区域として指定されました。東京圏における国家戦略特別区域は、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックを視野に入れた国際都市「東京」を創造するため、民間、地方公共団体と国が一体となって取り組むべきプロジェクトを、国が自ら主導して、規制改革等によりその実現を図るものです。</p> <p>プロジェクトでは、旅館業法の適用除外等の規制緩和措置により、外国人をおもてなしする上での多様な滞在プランに対応したアパートメントやシェアハウス等の施設の提供をできるように整備していくことも提案されております。</p> <p>また、古民家等の活用については、国家戦略特区における規制改革事項に含まれており、今後特別区域ごとに検討が行われるものと考えております。</p> <p>文京区においては、特別区域に指定されたことを受け、今後どのような規制緩和措置等を用いた取組が実施可能か検討していく予定です。ご意見は参考とさせていただきます。（企画課）</p>

(2) 区民説明会における意見・質問と区の方

①3月14日（金）不忍通りふれあい館 4階 会議室

番号	区分	意見・質問	区の方
1	根津景観形成重点地区全般	<p>根津景観形成重点地区に指定されると、法律的な縛りがつくのか。また、それは誰がどうやって判断するのか。</p>	<p>景観形成基準は、景観法に基づいているものです。根津景観形成重点地区は、景観法に基づく文京区景観計画で定めま。地区内で建築物の建築等を行う場合は、景観法に基づく届出が必要となります。手続きでは、設計者や施主に根津の地域性を理解してもらい、それを計画に反映してもらおうように求めていきます。また、区と設計者や施主との協議の中で、基準に適合した計画を導き出しま</p>

			<p>す。なお、色彩等については基準が明確なので指導していきます。</p> <p>また、個別の案件については、景観事前協議において、景観アドバイザーを活用しながら、根津の下町風情に調和するよう指導・誘導してまいります。</p>
2	対象となる行為・規模	<p>マンション等の建物にも景観の指導をしっかりと行ってほしい。今後建替えが進み、コンクリートだらけのまちになってしまったら、今住んでいる人は出ていくのではないか。</p>	<p>根津景観形成重点地区では、届出対象となる行為の全ての規模に対して根津景観形成重点地区基準が適用されます。マンション等の建物についても、根津景観形成重点地区基準に基づき指導してまいります。また、根津景観形成重点地区以外の地区についても、景観形成基準に基づき、周辺のまち並みに配慮した景観となるよう指導してまいります。</p>
3	根津景観形成重点地区全般	<p>みんなこの根津の雰囲気が好きで住んでいる。住民であれば景観についてどんなことに気を付けなくてはいけないかは、分かっているのではないか。</p> <p>一方、根津地区は都内でも上位の災害危険度であるが、道路の問題、複雑な権利者の問題があり建替えがなかなか進まない状況にある。景観・防災を含めたランドデザインが必要ではないか。</p>	<p>景観については、住民の皆さんには今までも配慮いただいておりますが、今後地区外の業者による建替えが起こってきた際に、いまの根津の雰囲気を受け継いでいくためにも、景観のルールを先に作成していきたいと考えております。</p> <p>また、根津地域では、平成20年3月に根津駅周辺地区のまちづくりの基本的な方針となる「根津駅周辺地区まちづくり基本計画」を策定しました。これに基づき、防災面等については、「根津地区まちづくり協議会」を設置し、まちづくりのルールや事業手法、地区計画の導入など、まちづくりに関する具体的な検討を景観にも配慮しながら進めています。</p>
4	根津景観形成重点地区全般	<p>防災とのバランスは大事だが、個性のないまちにはなってほしくない。こういう取り組みは行政として、強烈に行ってほしい。</p>	<p>根津景観形成重点地区の指定をはじめ、今後とも積極的に区の景観行政を進めてまいります。</p>
5	その他	<p>まちづくりの部署とも意見交換をしながら、連携して進めていってほしい。</p>	<p>根津地域では、「根津地区まちづくり協議会」を設置し、まちづくりのルールや事業手法、地区計画の導入など、まちづくりに関する具体的な検討を進めています。上記の取り組みは、地域整備課が担当し進めておりますが、双方の連携を取りながら進めております。</p>

番号	区分	意見・質問	区の方
6	景観形成基準	最近の建物は白い壁の建物が多いが、白い壁は根津のまち並みにあわないと思う。	建築物等の色彩については、使用できる色彩の範囲を定めた色彩基準に基づき、指導を行ってまいります。 また、根津景観形成重点地区では、景観計画に基づく景観形成基準（色彩基準）を適用するとともに、根津らしい景観を守り、引き継ぎ、創っていくための景観づくりの考え方や配慮のポイントを示した「まち並みづくりの作法 ～根津の魅力を生かしたまち並みづくり～」を合わせて運用していきます。住宅の色彩については、木造の建物が多いまち並みに配慮し、茶系等の暖色系の色彩を用いるなど、まち並みへの調和を図るように、配慮のポイントを示していきます。
7	対象となる行為・規模	宮永会館の通りでは近年建替えが多いが、建てている人は地域との融和を考えて建てていると思う。違和感がある建物は建っていない。根津の外から来る人も、この根津の雰囲気が好きで来ていると思う。問題は事業目的の業者なので、しっかり指導を行ってほしい。	根津景観形成重点地区では、届出対象となる行為の全ての規模に対して根津景観形成重点地区基準が適用になります。事業目的の建物についても、根津景観形成重点地区基準に基づき指導・誘導してまいります。
8	根津景観形成重点地区全般	塗料屋でもあまりこの制度を知らない。情報提供は必要。	本制度につきましては、今後とも引き続き積極的に情報発信をしていきたいと考えております。
9	その他	例えば道が良くなれば沿道の人まち並みを考えるようになる。議論を実行に移すことが大切。そういう取り組みを行ってほしい。そうすれば人も集まる。	ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
10	根津景観形成重点地区全般	今後、あるブロックを決めてその地区をどうしたらよいかという勉強会を開いてはどうか。	根津景観形成重点地区の指定に当たっては、平成25年度に5回にわたり、ワークショップを開催いたしました。ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
11	電線・電柱	生活道路の無電柱化も進めてほしい。特に、文化財の周りが電線だらけなのは、地区の住民として悲しい。	都市計画道路の拡幅に合わせて地中化している箇所や、区道主体で地中化を行った箇所もあります。 電線類の地中化については、設置・管理している事業者が主体となっていくことも

			<p>のと考えておりますが、整備するための十分な歩道幅員が必要となることや、膨大な費用がかかることなど、課題が多いことも事実であり、すぐに進めることは困難であると考えております。</p>
--	--	--	---